

C-SR顧問レポート 2016年12月号 (第49号)

今月の担当

- ・介護・福祉系法律事務所
「おかげさま」代表
- ・C-SR(社)法律顧問
外岡 潤 氏



C-SRの皆様、こんにちは。介護弁護士の外岡潤です。最近、ありがたいことに介護事業所様から顧問契約の依頼を頂くことが増えてきました。現在北は秋田、仙台から西は広島まで60法人ほどになりますが、事務所としてはまだまだ余力があり対応可能です。お困りのところがあれば、是非お気軽にご相談ください。また平成29年2月頃、中央経済社より「社会福祉法人のリスクマネジメント」(仮)が発売予定ですのでそちらも注目頂ければと思います。

さて4か月振りになりますが、今回も引き続き社会福祉法改正について解説したいと思います。既にご説明したとおり、本改正のガバナンスの観点での最大の変更点は「評議員と理事の分離」なのですが、来年4月から新・評議員は役員等の選・解任権という最大の人事権を掌握する一方、個々人が独立して対内・対外責任を負うこととなります。このような大役を務める評議員に就任してくれる人材がなかなかいない...というのが全国の社福の悩みです。

ちょうど今日も、内部研修をするため訪問した顧問先で「顧問弁護士でもなれるそうだから、評議員に就任してほしい」と依頼されたところでした。聞けば、これまでの評議員は地域の利用者ご家族や福祉関係者が多いが、高齢化が著しいとのこと。

余談ですが、顧問弁護士が評議員になる場合は、法人と評議員らの利害が対立した場合にどちら側につくべきかという問題が一応あるのですが、まず考え難いシチュエーションですがその場合は原則とおおり顧問弁護士として、法人の利益を優先する立場になるものと考えます。

クイズですっきり理解、 来年4月からの会議の進め方

それでは本題に入ります。前回、チェックすべきポイントとして次の三点を挙げました。

- 1 意思決定プロセスのアップデートは完了しましたか？
- 2 コンプライアンス(法令順守)、特に労基法遵守と金銭管理の適正化はできていますか？
- 3 ガバナンス(内部統制)、特に非常事態の対処法を確立できていますか？

今回は改正本番直前ということで、実務的な1.について解説します。突然ですが次のクイズに挑戦してみてください(顧問先様に、話の種にお渡ししても良いでしょう)。なおお断りしておきますが、この問題は全て私のオリジナルであり、厚労省から出たQA等を根掘り葉掘り分析してもまだ解決されていない論点や、実際に理事長から受けた質問等を集めたものですので、かなりムズカシイはずです。

<問題> **☆☆ 改正社会福祉法理解度クイズ ☆☆**

下記の文章が正しければ○、間違っていれば×、どちらでもない場合は△を付けてください。

- ①評議員は他の評議員の解任を評議員選任・解任委員会に対し提案できる。
- ②評議員会は各評議員が招集し開催できる。
- ③評議員会の議長を理事長が務めることは許されない。
- ④評議員会に理事長以下の役員が同席することは許されない。
- ⑤評議員が理事会に出席することは許される。
- ⑥評議員が評議員会で審議すべきと考える議題を提案しても、理事会はこれを理由なく拒むことが出来る。
- ⑦評議員会当日、評議員が議案を提出することは可能である。

<解答編>

① = ×

「評議員は、...定款の定めるところにより選任する」とありますから、定款に評議員による選定委員会への提案権を定めなければ、解任も含めて直接提案することは出来ません。しかし実際には選任・解任委員会のメンバー自体が施設の職員だったり利用者の家族だったりするわけですから釈然としませんが...選任・解任委員会は飽くまでフィクションということなのでしょう。

② = ×

評議員会は「理事が招集する」と明記されており、評議員は原則として理事に対して招集を請求できるのみ、とされています。それにもかかわらず理事が動かない時は、例外として「所轄官庁の許可を得て」評議員会を請求できます。社福の場合は都道府県ということになりますが、これはあくまで理事サイドが動かないときの“最終手段”だと考えておきましょう。

③ = ×

議長は実質的な権限がなく進行役にすぎませんから、理事長が担うことも許されます。しかし、評議員と理事長の間にはお互いに“牽制”する関係も残しておかなければなりませんから、理事長が全て仕切って「シャンシャン」で終わることは危険といえるでしょう。

④ = ×

「同席してはいけない」とはどこにも書いてありませんが、理事会と評議員会がはっきり分かれていなかった改正前の名残が残ってしまうと、境目が曖昧になりガバナンス上危険といえます。

⑤ = ○

評議員だからと言って理事会に出席してはいけないとは定められていません。しかし先ほどと同じ理由で、あまりここを曖昧にすると危険です。

⑥ = ×

法律上、何も制限がなければ全て受け入れなければなりません。理由なく拒否をすれば逆に訴えられかねないのです。

⑦ = ○

評議員は当日でも「議題」に関連する具体的項目である「議案」を提出できます。仮に反社会的な人が評議員に入った場合、株主総会の総会屋の様にいきなりフィを突かれてかき回されかねません(いわゆる「動議」です)から、この点は注意が必要です。

以上、何問正解できたでしょうか。嫌が応でもこのルールに来年春からは変わっていきますから、今の内に最終チェックを済ませておきたいものです。ご活用頂ければ幸いです。